

## 羽村市介護・障害福祉サービス事業者原油価格・物価高騰対策助成金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている羽村市内（以下「市内」という。）に事業所を有する介護サービス事業者又は障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に対し、羽村市介護・障害福祉サービス事業者原油価格・物価高騰対策助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、介護サービス又は障害福祉サービスの継続的な提供を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、申請時において既に納期の到来した市税（徴収猶予を受けている市税を除く。）を完納している事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年3月31日現在、東京都又は羽村市から指定を受け、別表第1に掲げる介護サービス又は別表第2に掲げる障害福祉サービスのうち、いずれかのもを継続して提供していること。
- (2) 羽村市事業者原油価格・物価高騰対策助成金を受給していないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に助成対象者が有する市内の事業所においてサービス提供のために支出した次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額並びに別表第1及び別表第2に掲げるサービス以外のサービスに係る費用を除く。）とする。

- (1) 電気・ガス・ガソリン・軽油・灯油代
- (2) 食材費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる助成対象経費に、それぞれ同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額を合算した額（以下「助成対象経費合算額」という。）と別表第1又は別表第2に定める基準額のうち、助成対象者が提供するサービスに係る基準額を合算した額（以下「サービス別基準合算額」という。）を

比較していずれか少ない額とする。

助成対象経費	割合
前条第1号に定める電気・ガス・ガソリン・軽油・灯油代	100分の15
前条第2号に定める食材費	100分の4

備考

- 1 助成対象者が複数の事業所においてサービスを提供している場合は、事業所所在地ごとに助成対象経費合算額の算定を行い、それぞれの助成対象経費合算額を合計した額（以下「助成対象経費総額」という。）と事業所所在地ごとのサービス別基準合算額を合計した額を比較するものとする。
  - 2 算定した助成対象経費合算額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。この場合において、助成対象者が備考1に該当するときは、助成対象経費総額から端数を切り捨てるものとする。
  - 3 助成対象者が同一の事業所において次の各号に掲げるサービスを提供している場合は、それぞれ当該各号に掲げるサービスのうち、いずれか1つを提供しているものとみなして、当該事業所におけるサービス別基準合算額を算定する。
    - (1) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
    - (2) 就労移行支援及び就労継続支援（B型）
    - (3) 児童発達支援及び放課後等デイサービス
    - (4) 計画相談支援及び障害児相談支援
    - (5) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護又は同行援護のうち、いずれか2つ以上のサービス
  - 4 助成対象者が別表第1及び別表第2に掲げるサービスを提供している場合のサービス別基準合算額の算定は、別表第1又は別表第2のいずれかに掲げる基準額を用いるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の額は700,000円を限度とする。
- 3 助成金の交付は、助成対象者につき1回に限り、予算の範囲内で行うものとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4

年10月31日までに、助成対象経費の根拠となる書類を添えて、羽村市介護・障害福祉サービス事業者原油価格・物価高騰対策助成金交付申請書（様式第1号）を羽村市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を速やかに審査し、助成金の交付の可否及びその額を決定し、羽村市介護・障害福祉サービス事業者原油価格・物価高騰対策助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに羽村市介護・障害福祉サービス事業者原油価格・物価高騰対策助成金交付請求書（様式第3号）により助成金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金の請求があったときは、遅滞なく、助成金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（1） 羽村市事業者原油価格・物価高騰対策助成金を受給したとき。

（2） 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（3） その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、助成金の返還を命ずるときは、羽村市介護・障害福祉サービス事業者原油価格・物価高騰対策助成金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、羽村市補助金等交付規則（昭和52年規則第10号）の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に、この要綱に基づき申請された助成金に関し、この要綱の失効後に必要となる助成金の交付決定の取消及び返還の手続に関しては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

介護サービス名	基準額
介護老人福祉施設 介護老人保健施設	500,000円
特定施設入居者生活介護	300,000円
認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	200,000円
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	200,000円
短期入所生活介護・短期入所療養介護（30床以上）	300,000円
短期入所生活介護・短期入所療養介護（30床未満）	100,000円
訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅介護支援 福祉用具貸与 特定福祉用具販売	100,000円

別表第2（第2条関係）

障害福祉サービス名	基準額
施設入所支援	300,000円
共同生活援助 共同生活援助及び短期入所（空床利用のみ）	200,000円
就労移行支援 就労継続支援（B型） 生活介護 児童発達支援 放課後等デイサービス	200,000円
短期入所	100,000円
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 計画相談支援 障害児相談支援 就労定着支援	100,000円